

都道府県別地震被害想定概要集

平成22年6月

内閣府（防災担当）

目次

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 1 | 本資料の趣旨・留意点 | 1 |
| (1) | 本資料の趣旨 | 1 |
| (2) | 本資料の留意点 | 1 |
| 2 | 中央防災会議による地震被害想定調査結果（概要） | 3 |
| (1) | 東海地震 | 3 |
| (2) | 東南海・南海地震 | 8 |
| (3) | 首都直下地震 | 11 |
| (4) | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 | 40 |
| (5) | 中部圏・近畿圏直下地震 | 56 |
| 3 | 都道府県による地震被害想定調査結果（概要） | 71 |
| (1) | 北海道 | 71 |
| (2) | 青森県 | 73 |
| (3) | 岩手県 | 74 |
| (4) | 宮城県 | 77 |
| (5) | 秋田県 | 79 |
| (6) | 山形県 | 81 |
| (7) | 福島県 | 83 |
| (8) | 茨城県 | 85 |
| (9) | 栃木県 | 88 |
| (10) | 群馬県 | 90 |
| (11) | 埼玉県 | 92 |
| (12) | 千葉県 | 95 |
| (13) | 東京都 | 98 |
| (14) | 神奈川県 | 100 |
| (15) | 新潟県 | 104 |
| (16) | 富山県 | 107 |
| (17) | 石川県 | 109 |
| (18) | 福井県 | 112 |
| (19) | 山梨県 | 114 |
| (20) | 長野県 | 116 |
| (21) | 岐阜県 | 119 |
| (22) | 静岡県 | 121 |
| (23) | 愛知県 | 123 |
| (24) | 三重県 | 126 |
| (25) | 滋賀県 | 129 |

| | | |
|------|------|-----|
| (26) | 京都府 | 131 |
| (27) | 大阪府 | 133 |
| (28) | 兵庫縣 | 136 |
| (29) | 奈良縣 | 138 |
| (30) | 和歌山縣 | 141 |
| (31) | 鳥取縣 | 144 |
| (32) | 島根縣 | 146 |
| (33) | 岡山縣 | 148 |
| (34) | 広島縣 | 150 |
| (35) | 山口縣 | 153 |
| (36) | 徳島縣 | 157 |
| (37) | 香川縣 | 159 |
| (38) | 愛媛縣 | 160 |
| (39) | 高知縣 | 163 |
| (40) | 福岡縣 | 165 |
| (41) | 佐賀縣 | 168 |
| (42) | 長崎縣 | 169 |
| (43) | 熊本縣 | 171 |
| (44) | 大分縣 | 172 |
| (45) | 宮崎縣 | 175 |
| (46) | 鹿兒島縣 | 177 |
| (47) | 沖繩縣 | 180 |

1 本資料の趣旨・留意点

(1) 本資料の趣旨

これまで中央省庁においては、「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月中央防災会議決定 平成 22 年 1 月同修正）に基づき、「中央省庁業務継続ガイドライン 第 1 版」（平成 19 年 6 月内閣府（防災担当））を踏まえ、首都直下地震発災時に機能継続性を確保するための計画として業務継続計画の策定が進められてきた。一方、国の地方支分部局等についても、国の行政機関として、その管轄区域において、平常時から国家機能、国民生活及び経済活動等に係る重要な業務を担っている組織であり、大規模な地震により被災した場合であっても、役割を適切に果たすことが求められる。そのため、中央省庁に加えて、全国の地方支分部局等についても、大規模な地震により地方支分部局等が被災し機能低下した際においても、適切に業務執行が行えるよう、業務継続計画を策定することとされたところである。

業務継続計画の策定に当たっては、非常時優先業務（応急業務及び継続の必要性の高い通常業務）を選定し、その業務の遂行に必要な資源の確保状況を分析する前提として、計画が対象とする危機的事象（地方支分部局等の管轄区域の被害が最も甚大となる地震又は地方支分部局等自体の被害が最も甚大となる地震）を特定する必要がある。地方支分部局等の所在地は全国にわたることから、各地方支分部局等が業務継続計画の策定に当たり、想定事象を容易に選定できるよう、内閣府（防災担当）において、各都道府県別の地震に係る被害想定を整理することとした。本資料は、中央防災会議において実施した被害想定及び各都道府県（北海道については札幌市、以下同じ。）が実施した被害想定を概要を取りまとめたものである。本資料が、業務継続計画の策定のみならず、各種防災対策の推進に活用されることを期待する。

(2) 本資料の留意点

本資料は、中央防災会議及び各都道府県がそれぞれ実施した被害想定を取りまとめたものであるから、被害想定の実施主体によって、地震モデルの設定、人的・物的被害の推計方法等が異なっている。そのため、活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・被害が広域に及ぶ大規模な地震である、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震については、中央防災会議が被害想定を行っているため、2. にその概要を掲載している。中央防災会議の被害想定は、広域な防災対策を検討するためにマクロの被害を把握する目的で行ったものであるから、ブロック機関の管轄区域全体の被害など、都道府県を越える広域の被害を把握するときは、中央防災会議の被害想定を参照することが適当である。また、中央防災会議の被害想定は、都道府県別の被害は、マクロの被害を把握する目的で行っているという趣旨から、ある程度幅を持って理解する必要があるほか、各都道府県が実施する被害想定結果とは異なっている。なお、2. に掲載した内容は、中央防災会議が実施した被害想定結果の一部であるため、さらに詳細な内容については、内閣府（防災担当）ホームページを参照する必要がある。

- ・各都道府県は、各地域の防災対策を検討するため、詳細な被害想定を実施しており、3. に各都道府県が実施した被害想定を整理して掲載している。都道府県単位機関の管轄区域の被害を把握するときは、各都道府県の被害想定を参照することができる。また、各都道府県の被害想定は、市町村単位でも推計されていることから、庁舎が所在する周辺の被害を想定する便宜を図るため、都道府県全体だけでなく、都道府県庁所在地、政令指定都市、中核市の被害想定を併せて掲載している。また、ライフライン支障を想定する便宜を図るため、ライフライン（電力、上水道、電話・通信）の都道府県単位の被害想定についても、併せて掲載している。
- ・3. の都道府県の被害想定部分の取りまとめに当たっては、各都道府県の地震被害想定報告書等を収集し、それらについて統一的な様式にて整理・一覧化を行った。しかしながら、都道府県によっては、一覧表中の被害想定項目について、必ずしも出典の報告書等に掲載していなかったり、そもそも想定を実施していなかったりする場合があるため、一覧表中において想定結果が空欄となっている箇所がある。また、出典元の資料によっては図が鮮明でないために見にくかったりする箇所がある。そのため、より詳細な内容を参照したい場合には、各都道府県の担当課への問い合わせ等を通じて、各掲載箇所に記した出典資料を参照する必要がある。
- ・市単位の被害想定の数値は基本的には出典資料の策定当時のものであり、その後の市町村合併は考慮されていない。ただし、一部の県においては、出典資料の策定後に合併した市について、合併元の市町村の数値を合算することで合併後の市の数値として記載している場合があり、その旨は、注釈にて記載しているため、留意する必要がある。